

公益財団法人アジア・アフリカ文化財団 役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人アジア・アフリカ文化財団（以下「この法人」という。）の定款第17条及び34条並びに37条の規程に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、役員、評議員、相談役並びに顧問をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 代表理事及び執行理事とは、定款第29条2項に基づく理事をいう。
- (4) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人に週3日以上勤務する者をいい、常勤役員のうち、職員としての業務を兼務する者を職員兼務役員という。
- (5) 非常勤役員とは、執行理事及び常勤役員以外の者をいう。
- (6) 評議員とは、定款第13条に基づく者をいう。
- (7) 相談役並びに顧問とは、定款第37条に基づく者をいう。
- (8) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、職員としての給与賞与並びに費用とは明確に区分されるものとする。
- (9) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料、委託費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事の報酬の総額は評議員会で決定する。
- 3 代表理事及び執行理事並びに常勤役員の役員報酬は月額とする。
- 4 非常勤役員に対しては別表第2に基づく報酬を支払うことができる。
- 5 代表理事及び執行理事並びに常勤役員には、毎年7月及び12月に役員賞与を支給することができる。
- 6 代表理事及び執行理事並びに常勤役員には、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができるものとし、退職手当については「役員退職慰労金支給規程」に定めるところによる。
- 7 非常勤役員の監事には、別表第3に基づく報酬を支給することができる。
- 8 評議員には、定款第17条1項に定める金額の範囲内で、別表第4に基づく報酬を支給することができる。
- 9 顧問には、別表第5に基づく報酬を支給することができる。

(報酬の種類)

第4条 第3条3項の役員報酬は、基本報酬月額と役職手当の2種とする。

2 理事長の基本報酬月額は、各年度の役員報酬予算の内より月額70万円の範囲で理事会において決定する額とする。

3 理事長以外の代表理事及び執行理事の基本報酬月額は、各年度の役員報酬予算の内より月額50万円の範囲で、理事会において決定する額とする。

4 役職手当は、第5条により決定する。

5 第2項及び第3項にかかわらず、職員兼務役員の報酬は、職員分は職員の給与規程に基づき支給し、役員分としては第5条による役職手当のみを支給する。

(役職手当)

第5条 役職手当は、別表第1の役職手当表に基づき、その勤務形態・職責度に応じて理事会において決定する。

2 役職手当は、その職位に任ぜられた月から免ぜられた月まで毎月支給する。

(役員賞与)

第6条 第3条5項の役員賞与は年額で基本報酬又は役職手当の月額5ヶ月分以内とし、その額は理事会において決定する。

(役員報酬の支払いと控除)

第7条 第3条3項の役員報酬は、職員給与の支払日に支払う。

2 所得税、社会保険料等は、毎月の報酬から控除して支払う。

3 月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で支払うものとする。

(費用の支給)

第8条 役員等には、第2条9号に定める費用を支給することができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人アジア・アフリカ文化財団の移行登記の日（平成23年4月1日）より施行する。

別表第1 役職手当表

(月額：円)

職 位	1号	2号	3号	4号	5号
理 事 長	60,000	75,000	90,000	105,000	120,000
会 長	40,000	52,000	64,000	76,000	88,000
専務理事	40,000	52,000	64,000	76,000	88,000
常務理事	25,000	35,000	45,000	55,000	65,000
理 事	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会出席の都度、謝金として一人一律2万円
出張した場合の日当として、一泊あたり1万円

別表第3 監査手当て

監査の都度、謝金として一人一律5万円

別表第4 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律2万円
出張した場合の日当として、一泊あたり1万円

別表第5 顧問の報酬

謝金として、月額2万円を限りに理事長が定める額
出張した場合の日当として、一泊あたり1万円